

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 17
○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業木材課） 17

告 示

- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 17
○道路の供用の開始……………（道路課） 17
○水防警報河川の指定……………（河川課） 18

公 表

- 水防法による浸水想定区域の指定……………（河川課） 18

道教育庁日高教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 18

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 18

規 則

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第2条の表第1号の項及び第8条中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別記第1号様式の4の表の注4の事項中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路 線 名 置戸訓子府北見線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
北見市常川54番1地先（河川敷地）から 同市上ところ299番1地先（河川敷地）まで	前	8.00mから 18.77mまで	173.48m	—
	後	11.00mから 38.76mまで	173.48m	—

北海道告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 道道 夕張長沼線		供 用 開 始 の 区 間 夕張郡由仁町熊本321番地先から 同郡由仁町熊本632番1地先まで		供用開始の期日 平成24.11.16
北海道告示第651号				
水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。				
平成24年11月16日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
水系名	河川名	水 防 警 報 区		
		左 岸 右 岸		
堀株川	堀株川	岩内郡共和町ワイス1708番の堀株川橋下流端から同郡共和町国富1253番19地先まで 岩内郡共和町国富1253番19地先から海まで	岩内郡共和町小沢100番3の堀株川橋下流端から同郡共和町幌似2132番1地先まで 岩内郡共和町幌似2132番1地先から海まで	
公 表				
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川堀株川水系堀株川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。				
これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室治水課及び共和出張所に備え置いて閲覧に供する。				
平成24年11月16日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
道教育庁日高教育局告示				
北海道教育庁日高教育局告示第28号				
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。				
平成24年11月16日				
北海道教育庁日高教育局長 田 中 秀 俊				
1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量				
(1) A地区（様似町）A重油 18,400リットル				
(2) B地区（浦河町）A重油 53,400リットル				
(3) C地区（新ひだか町）A重油 96,100リットル				
(4) D地区（日高町）A重油 34,000リットル				
(5) E地区（平取町）A重油 142,900リットル				
2 落札を決定した日 平成24年10月19日				
3 落札者の氏名及び住所				
(1) 1の(1)及び(3)				
ア 氏 名 ひだか東農業協同組合				
イ 住 所 浦河郡浦河町堺町東2丁目5番5号				
(2) 1の(2)				
ア 氏 名 株式会社サトウ商会				
イ 住 所 浦河郡浦河町字白泉49番地				
(3) 1の(4)				
ア 氏 名 室蘭石油株式会社				
イ 住 所 室蘭市中央町4丁目2番2号				
(4) 1の(5)				
ア 氏 名 株式会社伊藤商会				
イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町5番地の28				
4 落札金額				
(1) 74.4円				
(2) 79.0円				
(3) 69.4円				
(4) 69.5円				
(5) 69.0円				
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札				
6 一般競争入札の公告 平成24年9月7日付け北海道教育庁日高教育局告示第18号				
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地				
(1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室				
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号				
道 警 察 本 部 告 示				
北海道警察本部告示第410号				

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年11月16日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び予定数量

除雪グレーダによる作業 167時間

トラクタショベル（容量1.5㎡～1.7㎡、機械を常備しない期間）による作業 24時間

トラクタショベル（容量1.5㎡～1.7㎡、機械を常備する期間）による作業 223時間

トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間内）による作業 474時間

トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間外）による作業 8時間

ロータリ除雪車による作業 183時間

ダンプトラックによる作業 265時間

道路作業車による作業 192時間

普通作業員による作業 2,367時間

2 落札を決定した日

平成24年10月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社水谷組

(2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号

4 落札金額

(1) 18,375,000円

(2) 除雪グレーダによる作業 5,000円

トラクタショベル（容量1.5㎡～1.7㎡、機械を常備しない期間）による作業 13,400円

トラクタショベル（容量1.5㎡～1.7㎡、機械を常備する期間）による作業 3,900円

トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間内）による作業 1,800円

トラクタショベル（容量1.8㎡以上、常駐時間外）による作業 4,200円

ロータリ除雪車による作業 5,800円

ダンプトラックによる作業 3,680円

道路作業車による作業 4,000円

普通作業員による作業 2,200円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年9月14日付け北海道警察本部告示第331号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○平成24年10月2日（第2418号）

北海道警察本部告示第358号（高齢者講習実施規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

8 左 1

誤 改め、「又は原動機付自転車」を削り

正 改め

8 左 11、12

誤 同条第2項中「規則第48条に規定する受託者が選任する管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項を同条第3項

正 第2項を第3項

8 左 32

誤 第4号

正 第5号

8 左 33

誤 第5号を第4号

正 第6号を第5号

北海道警察本部告示第361号（特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

19 右 2

誤 改め、「又は原動機付自転車」を削り

正 改め